

○財務省告示第三百五十五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十八年十一月二十九日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年十二月九日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（四十年）（第九

回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十

九年法律第二十三号）第四十七

条第一項及び第六十二条第一項

三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法

律（平成十三年法律第七十五号。

以下「振替法」という。）の規定

の適用を受けるものとし、その

四 発行方法 振替機関は日本銀行とする。

利回りを競争に付して行われる

入札（以下「利回り競争入札」と

いう。）による発行（以下「利

回り競争入札発行」という。）及

び利回り競争入札の募入の決定

を、財務大臣が行われる入札であ

つて、財務大臣が各国債市場特別

参加者ごとに応募限度額を定め

るものによる発行（以下「国債

市場特別参加者・第II非価格競

争入札発行」という。）

五 募入決定の

方法

イ 利回り競

争入札発行

各申込みのうち応募額を順次割



八 最 低 額 面 金	九 振 替 単 位	十 一 発 行 行 日	十 二 利 率	十 三 の 経 過 利 子	十 四 初 期 利 子	十 五 第 二 期 利 子	十 六 償 還 金 額	十 七 償 還 金 額
五 万 円	振替法の規定による振替口座簿	平成二十八年十一月二十九日	年〇・四パーセント	募入決定の通知を受けた者は、 払込金額に加え、次の算式によ り算出した金額を第二十号に規 定する期日に払い込むものとす る。	平成二十九年三月二十日を支払 期とし、次の算式により算出し た金額を支払う。ただし、支払 期が銀行休業日に当たるとき は、その翌営業日に支払う（以 下、次号及び第十六号において 規定する期日について同じ。）。	毎年三月二十日及び九月二十 日を支払期とし、各支払期にお いて、その日以前六月間に属す る利子を支払う。	平成六十八年三月二十日	額面金額百円につき百円

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.4 \times 70}{100 \times 365}$$

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.4 \times 1}{100 \times 2}$$

二 十 十  
十 九 八

払 者 入 払 元  
込 者 札 場 利  
期 参 所 金  
日 加 支

平 財 日  
成 務 本  
二 大 銀  
十 臣 行  
八 か  
年 ら  
十 通  
一 知  
月 を  
二 受  
十 け  
九 た  
日 者